明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一三四）　一
○国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令（環境一二）　二

〔告示〕
○技術協力及び青年海外協力隊の事業に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（外務三六三）　三
○在外教育施設の認定変更を承認した件（文部科学二二三）　五
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示（同二二四）　六
○航路標識に関する件（海上保安庁六三、六四）　八
○道路に関する件（東北地方整備局二二〇）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局一六二）　八
○道路に関する件（中国地方整備局九六、九七）　八
○道路に関する件（沖縄総合事務局三一）　九

〔国会事項〕
内閣　一〇

〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　一〇

〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（茨城労働局最低賃金公示五、栃木同五～七、石川同四、五、滋賀同二～六、和歌山同三、宮崎同三）　一〇
最低賃金の廃止決定に関する公示（滋賀同七）　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔公告〕
諸事項
官庁
財団、鉱業法第一四二条の規定、無縁墳墓等改葬関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一三
会社その他　一三

省令

○厚生労働省令第百三十四号

医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月二十九日　厚生労働大臣　根本　匠

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成三十年厚生労働省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の表を次のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（厚生労働省令で定める施設）	（厚生労働省令で定める施設）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2　前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。	2　前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　診察室	二　診察室
イ　診察室は、次に掲げる施設を有すること。	イ　診察室は、次に掲げる施設を有すること。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
ロ　イ(2)の規定にかかわらず、臨床検査施設は、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する検体検査（以下単に「検体検査」という。）の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。	ロ　イ(2)の規定にかかわらず、臨床検査施設は、人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査（以下「検体検査」という。）の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。
三～十　（略）	三～十　（略）
3　（略）	3　（略）
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第三十三条　（略）	**第三十三条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三並びに臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十	3　介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三の規定を準用する。この場合において、同令第九条の八第一項中「法第十五条の二の規